



宮崎県公報

令和7年3月13日（木曜日） 第593号

宮崎 行 発

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目 次		
規 則		頁
○知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………	(総務課)	1
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	3
告 示		
○指定障害児通所支援事業の廃止……………	(障がい福祉課)	3
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………	(“)	3
○指定障害福祉サービス事業の廃止……………	(“)	4
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………	(環境管理課)	4
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(薬剤防除)……………	(自然環境課)	4
○保安林の指定……………	(“)	4
○保安林の指定施業要件の変更……………	(“)	5
○道路の区域の変更(4件)……………	(道路保全課)	5
○道路の供用の開始(4件)……………	(“)	6
○利便増進誘導区域の指定……………	(“)	6
○道路の占用を制限する区域の指定……………	(“)	7
人事委員会規則		
○職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則……………		7

規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第4号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「法第69条第2項」を「法第69条」に改める。

別記様式第3号中	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 4 その他（ ） を ※ 郵送による開示請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。
----------	--

1 運転免許証
2 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
3 その他（ ）
※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し（30日以内に発行されたもの）を添付してください。

に、

※ 郵送による開示請求の場合
本人又は代理人の開示請求の意思を確認した日時及び方法
日時（ ） 方法（ ）

を

※ 郵送による請求の場合
本人又は代理人の請求の意思を確認した日時及び方法
日時（ ） 方法（ ）

に改める。

別記様式第16号中

- 1 運転免許証 2 健康保険被保険者証
3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
4 その他（ ）
- ※ 郵送による訂正請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

を

1 運転免許証
2 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
3 その他（ ）

※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し（30日以内に発行されたもの）を添付してください。

に、

※ 郵送による訂正請求の場合

本人又は代理人の訂正請求の意思を確認した日時及び方法

日時 () 方法 ()

を

※ 郵送による請求の場合

本人又は代理人の請求の意思を確認した日時及び方法

日時 () 方法 ()

に改める。

別記様式第21号中

- 1 運転免許証 2 健康保険被保険者証
- 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
- 4 その他（ ）
- ※ 郵送による利用停止請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

を

1 運転免許証
2 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
3 その他（ ）
※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し（30日以内に発行されたもの）を添付してください。

に、

※ 郵送による利用停止請求の場合

本人又は代理人の利用停止請求の意思を確認した日時及び方法

日時 () 方法 ()

を

※ 郵送による請求の場合

本人又は代理人の請求の意思を確認した日時及び方法

日時 () 方法 ()

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に定める様式による用紙

は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 5 号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和 40 年宮崎県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第 2 条関係） 〔略〕	別表（第 2 条関係） 〔略〕
付表（西臼杵支庁長の項第 38 号、農林振興局長の項第 17 号関係） 1～3 〔略〕 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、みやざきの優良種苗供給体制構築事業、加工・業務用野菜日本一産地確立事業、施設園芸ハウス長寿命化緊急支援事業、スマート＆グリーンで目指す耕種農業産出額 UP 事業及び高性能スマート機械導入モデル経営体支援事業に係る補助金 5～31 〔略〕	付表（西臼杵支庁長の項第 38 号、農林振興局長の項第 17 号関係） 1～3 〔略〕 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、サツマイモ基腐病対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業、みやざきの優良種苗供給体制構築事業、加工・業務用野菜日本一産地確立事業、施設園芸ハウス長寿命化緊急支援事業、スマート＆グリーンで目指す耕種農業産出額 UP 事業、 <u>高性能スマート機械導入モデル経営体支援事業</u> 、 <u>水田農業物価高騰緊急対策事業</u> 、 <u>茶園更新推進事業</u> 、 <u>施設園芸物価高騰緊急対策事業</u> 及び <u>露地園芸物価高騰緊急対策事業</u> に係る補助金 5～31 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 130 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 3 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200499	放課後等デイサービスとしみ	宮崎県都市年見町 30-1-2-1	社会福祉法人キャンパスの会	宮崎県都市年見町 30-1-2	令和 7 年 2 月 28 日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 131 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
清水 哲哉	医療法人社団 順養会 海老原病院	国富町	外科、呼吸器科	令和 7 年 3 月 1 日

細見 由佳	医療法人隆徳会 鶴田病院	西都市	内科、人工透析内科	令和7年3月1日	外科押領司病院			
加藤 香	医療法人隆徳会 鶴田病院	西都市	内科、人工透析内科	令和7年3月1日				
押領司 将人	医療法人友光会 整形	小林市	整形外科	令和7年3月1日				

宮崎県告示第 132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4511700058	うえりんぐホームヘルプステーション	北諸県郡三股町大字樺山1321番地2	特定非営利活動法人うえりんぐケアセンター宮崎	北諸県郡三股町大字樺山1321番地2	令和7年4月1日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

宮崎県告示第 133号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）
別図のとおり（日向市船場町5番の一部）
（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

宮崎県告示第 134号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 区域及び期間
 - 区域
宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、高鍋町、新富町、川南町及び門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、関係農林振興局並びに係る市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - 期間

令和7年5月1日から令和7年6月30日まで

- 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 行うべき措置の内容
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれのある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。
 - 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
 - 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。
- 命令をしようとする理由
1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。
- その他必要な事項
3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 135号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字楠平2800－1、2801－1から2801－3まで、2801－5から2801－7まで、2801－10、2801－11、2801－15から2801－17まで、2801－19から2801－21まで、2801－26から2801－28まで、2801－32から2801－38まで、2801－41、2801－43、2801－44、2801－46、2801－50、2803－1、字式合目2824－1、2825－1、2825－4、2826、2833－3
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 136号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字中道 817・845（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、823-1、823-3

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 137号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	269号	都城市山之口町花木字脇別府2319番18地先から同市同町花木同字2338番7地先まで	旧	12.1～12.3	215.1
				新	16.0～19.0	215.1

宮崎県告示第 138号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市野尻町紙屋野瀬国有林 284林班ち1小班から同市同町紙屋野瀬国有林 284林班ち1小班まで	旧	7.0～10.2	14.1
				新	7.0～13.7	14.1

宮崎県告示第 139号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市野尻町紙屋野瀬国有林 283林班わ小班から同市同町紙屋野瀬国有林 283林班わ小班まで	旧	6.3～6.8	12.3
				新	6.3～10.1	12.3

宮崎県告示第 140号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市須木 内山奈佐木 国有林 285 林班ぬ小班 から同市須 木内山奈佐 木国有林 2 85林班ぬ小 班まで	旧	5.3～ 6.0	13.0
				新	8.0～ 8.3	13.0

宮崎県告示第 141号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年3月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
46	県道	高城山 田線	都城市下水 流町 334番 1地先から 同市上水流 町 329番2 地先まで	令和7年3月13日

宮崎県告示第 142号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年3月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市野尻 町紙屋野瀬 国有林 284 林班ち1小 班から同市 同町紙屋野 瀬国有林 2 84林班ち1 小班まで	令和7年3月13日

--	--	--	--	--

宮崎県告示第 143号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年3月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市野尻 町紙屋野瀬 国有林 283 林班わ小班 から同市同 町紙屋野瀬 国有林 283 林班わ小班 まで	令和7年3月13日

宮崎県告示第 144号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年3月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市須木 内山奈佐木 国有林 285 林班ぬ小班 から同市須 木内山奈佐 木国有林 2 85林班ぬ小 班まで	令和7年3月13日

宮崎県告示第 145号

道路法（昭和27年法律第 180号）第33条第2項第3号の規定により、利便増進誘導区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、令和7年3月14日から同年4月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

道路の 種 類	路線名	区 間	指定日
県道	宮崎停車場線	宮崎市広島一丁目12番1地先から同市広島一丁目12番1地先まで	令和7年3月14日

宮崎県告示第 146号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 13 日から同年同月 27 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高城山田線	都城市下水流町 334 番 1 地先から同市上水流町 329 番 2 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 3 月 13 日

人事委員会規則

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第 5 号**職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の定年等に関する規則（昭和60年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第10条 条例第 9 条第 3 項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する校長の職とする。	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第10条 条例第 9 条第 3 項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する校長の職及びこれに相当する職として人事委員会が別に定める職とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

--	--